

改	正	後	改	正	前
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表			別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表		
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）			1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）		
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考	
(102) 日本郵政公社 に対する土地等の 譲渡で当該譲渡に 係る土地等が日本 郵政公社法に掲げ る特定の業務() の用に供されるも の	土地等を特 定の業務() の用に供する ために買い取 った旨を証す る書類	日本郵 政公社	措置法31 の2 2 項1号 措置法令 20条の2 1項2号 措置法規 則13条の 3 1項 1号口	「特定の業務」 とは、次のもの をいう。 (1) 郵便法の規 定による郵便 の業務 (2) 郵便貯金法 の規定による 郵便貯金の業 務 (3) 郵便為替法 の規定による 郵便為替の業 務 (4) 郵便振替法 の規定による 郵便振替の業 務 (5) 簡易生命保 険法の規定に による簡易生命 保険の業務	(新設)

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
⑩③ ・・・・、 地方道路公社、 <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、</u> 日本下水道事業団、 日本道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団に対する土地等の譲渡で、・・・	・・・・	・・・	・・・・ 措置法令 20条の2 1項3号 ・・・	・・・・	⑩② ・・・・、 地方道路公社、日本下水道事業団、 <u>日本鉄道建設公団、</u> 日本道路公団、阪神高速道路公団、 <u>本州四国連絡橋公団又は水資源開発公団</u> に対する土地等の譲渡で、・・・	・・・・	・・・・	・・・・ 措置法令 20条の2 1項2号 ・・・	・・・・
② ・・・・(⑤ に掲げる譲渡及び 土地開発公社に対する譲渡である場合には、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニに掲げる土地の譲渡を除く。)	・・・・	・・・	・・・・	・・・・ (1) 環境事業団、 新東京国際空港公団、地域振興整備公団、 地方住宅供給公社、 <u>独立行政法人空港周辺整備機構</u> 及び日本勤労者住宅協会 (2) ・・・・	② ・・・・(土地開発公社に対する譲渡である場合には、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニに掲げる土地の譲渡を除く。)	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・ (1) <u>空港周辺整備機構、環境事業団、雇用促進事業団、</u> 新東京国際空港公団、地域振興整備公団、 地方住宅供給公社及び日本勤労者住宅協会 (2) ・・・・

				(3) (4) 幹線道路の 沿道の整備に 関する法律(<u>昭和55年法律 第34号</u>) 第13 条の3第3号 に (5) (6)				(3) (4) 幹線道路の 沿道の整備に 関する法律第 13条の3第3 号に (5) (6)
⑤ 都市再生特別措 置法第25条に規定 する認定計画に係 る同条に規定する 都市再生事業() の同法第23条に規 定する認定事業者 (当該認定計画に 定めるところによ り当該認定事業者 と当該区域内の土 地等の取得に關す る協定を締結した 都市基盤整備公団 及び地域振興整備 公団を含む。)に対 する土地等の譲渡 で、当該譲渡に係 る土地等が当該都 市再生事業の用に 供されるもの(③、 ④に掲げる譲渡に	(I) 都市再生 特別措置法 (平成14年 法律第22号) 第25条に規 定する認定 事業である 旨を証する 書類 (II) ②~④ に掲げる要 件を満たす ものである 旨を証する 書類の写し (III) 都市再生 事業の用に 供するため に買い取っ た旨を証す る書類(協 定に基づき	国土交 通大臣	措置法31 の2 2 項5号 措置法令 20条の2 4項 措置法規 則13条の 3 1項 5号、3 項	特例の対象と なる「都市再生 事業」は、次に 掲げる要件を満 たすものに限る。 (1) その事業に 係る認定計画 において、建 築面積が1,500 m ² 以上である 建築物の建築 をすることが 定められてい ること。 (2) その事業の 施行される土 地の区域の面 積が1ha(当 該事業が当該 都市開発事業 の事業区域に 隣接し、又は	(新設)			

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
該当するものを除く。)	買い取ったものである旨を証する書類)	地域振興整備公団)		<p>近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生緊急整備地域内におけるその地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が 1 ha以上となる場合にあっては、0.5ha)以上であること。</p> <p>(3) 都市再生特別措置法第2条第2項に規</p>					

				定する公共施設（道路、公園、広場、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設）の整備がされること。				
⑥ マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替法」という。）（平成14年法律第78号）第15条第1項若しくは第64条第1項若しくは第3項の請求若しくは同法第56条第1項の申出に基づくマンション建替事業（）の同法第2条第1項第5号に規定する施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（⑤に掲げる譲渡に該当するものを	当該土地等を当該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供する建替事業の施設の買取を當該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供する建替事業の施設の買取	土地等の買取を當該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供する建替事業の施設の買取	措置法31の2 2項6号の買取を當該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供する建替事業の施設の買取	「マンション建替事業」とは、マンション建替法第2条第1項第4号に規定する同法で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。	「マンション建替事業」とは、マンション建替法第2条第1項第4号に規定する同法で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。	当該土地等をマンションの建替事業の用に供する建替事業の施設の買取	土地等の買取をマンションの建替事業の用に供する建替事業の施設の買取	措置法31条の2 2項5号の買取をマンションの建替事業の用に供する建替事業の施設の買取
				の整備がされること。	の整備がされること。	の買取をマンションの建替事業の用に供する建替事業の施設の買取	の買取をマンションの建替事業の用に供する建替事業の施設の買取	の買取をマンションの建替事業の用に供する建替事業の施設の買取

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
除く。)									
(602) 施行マンショ ン(1)が一定の 建築物(2)に該 当し、かつ、施行 再建マンション(3)の延べ面積 が当該施行マンシ ヨンの延べ面積以 上であるマンショ ン建替事業の施行 者に対する土地等 (4)の譲渡で、 これらの譲渡に係 る土地等がこれら のマンション建替 事業の用に供され るもの(5)に掲げ る譲渡に該当する ものを除く。)	(I) 一定の建 築物(2) に該当する ことを証す る書類	土地等 の買取 りをす るマン ション 建替事 業の施 行者	措置法31 の2 2 項6号 措置法令 20条の2 建替事 業の施 行者	1 「施行マンショ ン」とは、マン ション建替事業 を施行する現に 存するマンション をいう。 2 「一定の建築 物」とは、建築 物第13条の 基準法第3条第 2項の規定によ り同法第3章(第 3節及び第5 節を除く。)の規 定又はこれに基 づく命令若しく は条例の規定の 適用を受けない 建築物(いわゆ る既存不適格建 築物)をいう。 3 「施行再建マ ンション」とは、 マンション建替 事業の施行によ り建築された再 建マンションを	(新設)				
(II) 施行再建 マンションの買取 (3)の延 べ面積が当 該施行マン ションの延 べ面積以上 であること につき都道 府県知事(指 定都市等の 長)の証 明を受けた 旨を証する 書類	土地等 の買取 りをす るマン ション 建替事 業の施 行者	3 1項 6号							
(III) 当該隣接 施行敷地に 係る土地等	土地等 の買取 りをす								

	を当該マン ション建替 事業に係る 当該施行再 建マンショ ンの敷地と するために 買い取った 旨を証する 書類	るマン ション 建替事 業の施 行者	いう。 4 「土地等」と は、マンション 建替法第11条第 1項に規定する 隣接施行敷地に 係るものに限る。						
⑦ (上記⑤、⑥、 <u>⑥の2</u> 、 下記⑨、 <u>⑨の2</u> 又は ⑪～⑭に掲げる譲 渡に該当するもの を除く。)	(イ) (ロ)	措置法31 条の2	1 2	2 項 7 号 措置法令 20条の2 6 項・7 項・8 項 措置法規 則13条の 3 1 項 7 号・4 項	⑥ (上記⑤、下記⑧、 <u>⑧の2</u> 又は⑩～⑬に 掲げる譲渡に該当 するものを除く。)	(イ) (ロ)	措置法31 条の2	1 2	2 項 6 号 措置法令 20条の2 4 項・5 項・6 項 措置法規 則13条の 3 1 項 6 号・3 項
⑧ (上記⑤～⑦、下 記⑨、 <u>⑨の2</u> 又は⑪ ～⑭に掲げる譲渡 に該当するものを 除く。)	(イ) (ロ)	措置法31 条の2	2 項 8 号 措置法令 20条の2 9 項 措置法規 則13条の 3 1 項	⑦ (上記⑤、 <u>⑥</u> 、下 記⑧、 <u>⑧の2</u> 又は⑩ ～⑬に掲げる譲渡 に該当するものを 除く。)	(イ) (ロ)	措置法31 条の2	2 項 7 号 措置法令 20条の2 7 項 措置法規 則13条の 3 1 項

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
			<u>8号・5項</u>					<u>7号・4項</u>	
⑨ (①、②又は⑤に 掲げる譲渡に該当 するものを除き、、下記 ⑨②を参照のこと。)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)	措置法31 条の2 2項 <u>9号</u> 措置法令 20条の2 10項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>9号・6項</u>	1 2 3 4	⑧ (①又は②に掲げ る譲渡に該当する ものを除き、.、下記 <u>⑧②</u> を参照のこと。)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)	措置法31 条の2 2項 <u>8号</u> 措置法令 20条の2 8項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>8号・5項</u>	1 2 3 4
⑨② 上記⑨の一団 の宅地の造成が土 地区画整理法第4 条第1項又は. (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) (ハ)	措置法31 条の2 2項 <u>9号</u> 措置法令 20条の2 10項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>9号</u>		⑧② 上記⑧の一団 の宅地の造成が土 地区画整理法第4 条第1項又は. (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) (ハ)	措置法31 条の2 2項 <u>8号</u> 措置法令 20条の2 8項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>8号</u>	
⑩ (上記①、②又は	(イ) (ロ)	措置法31 条の2	1 2	⑨ (上記①、②又は	(イ) (ロ)	措置法31 条の2	1 2

<p>⑨に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>	(八)	2 項 <u>10号</u>	3	<p>⑧に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>	(八)	2 項 <u>9号</u>	3
	(二)	措置法令			(二)	措置法令	
	(ホ)	20条の 2			(ホ)	20条の 2	
	(ハ)	11項			(ハ)	9項	
	(ト)	措置法規 則13条の 3 1 項 <u>10号</u> ・ 2 項			(ト)	措置法規 則13条の 3 1 項 <u>9号</u> ・ 2 項	
<p>⑪ (上記⑤又は⑨に掲げる譲渡に該当するものを除く。) (イ) (ロ)</p>	(イ)	措置法31	· · · · ·	<p>⑩ (上記⑧に掲げる譲渡に該当するものを除く。) (イ) (ロ)</p>	(イ)	措置法31	· · · · ·
	(ロ)	条の 2			(ロ)	条の 2	
	(八)	2 項 <u>11号</u>			(八)	2 項 <u>10号</u>	
			措置法令					措置法令	
			20条の 2					20条の 2	
<p>⑫ (上記⑤又は⑨の②に掲げる譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、下記⑩の②を参照のこと。) (イ)</p>	(イ)	措置法31	1	<p>⑪ (上記⑧の②に掲げる譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、下記⑩の②を参照のこと。) (イ)</p>	(イ)	措置法31	1
	(ロ)	条の 2	2 上記⑨の 4		(ロ)	条の 2	2 上記⑧の 4
	(八)	2 項 <u>12号</u>	と同様である。		(八)	2 項 <u>11号</u>	と同様である。
	(二)	措置法令	3		(二)	措置法令	3
			20条の 2	4				20条の 2	4
			13項・ 14項					11項・ 12項	
			措置法規					措置法規	
			則13条の					則13条の	
			3 1 項					3 1 項	
			<u>12号</u> ・ 2 項					<u>11号</u> ・ 2 項	

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
(ロ) ······ (ハ) ······					(ロ) ······ (ハ) ······				
<u>⑫②</u> 上記 <u>⑫</u> の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が····· (イ) ······ (ロ) ······	(イ) 上記 <u>⑫</u> の (イ)の書類 (ロ) 上記 <u>⑫</u> の (ロ)の書類 (ハ) 上記 <u>⑫</u> の (ハ)の内容に 加えて、当 該一団の宅 地が····· (ニ) ······	··· ··· ··· ··· ···	措置法31 条の2 2項 <u>12号</u> 措置法令 20条の2 <u>13項</u> · <u>14項</u> 措置法規 則13条の 3 1項 <u>12号</u>		<u>⑪②</u> 上記 <u>⑪</u> の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が····· (イ) ······ (ロ) ······	(イ) 上記 <u>⑪</u> の (イ)の書類 (ロ) 上記 <u>⑪</u> の (ロ)の書類 (ハ) 上記 <u>⑪</u> の (ハ)の内容に 加えて、当 該一団の宅 地が····· (ニ) ······	··· ··· ··· ··· ···	措置法31 条の2 2項 <u>11号</u> 措置法令 20条の2 <u>11項</u> · <u>12項</u> 措置法規 則13条の 3 1項 <u>11号</u>	
<u>⑬</u> ······ (上記 <u>⑤</u> 、 <u>⑥</u> 、 <u>⑥②</u> 、 <u>⑨</u> 、 <u>⑨②</u> 又は <u>⑪</u> ~ <u>⑫②</u> に掲げる譲渡に該当するもの に該当するものを除く。) (イ) ······ (ロ) ······ (ハ) ······ (ニ) ······	(イ) ······ (ロ) ······ (ハ) ······ (ニ) ······	··· ··· ··· ···	措置法31 条の2 2項 <u>13号</u> 措置法令 20条の2 <u>15項</u> · <u>16項</u> 措置法規 則13条の 3 1項 <u>13号</u> · 2 項 · <u>7項</u>	1 ······ 2 上記 <u>⑨</u> の 4 と同様である。 3 ······ 4 ······	<u>⑫</u> ······ (上記 <u>⑤</u> 、 <u>⑧</u> 、 <u>⑧②</u> 、 <u>⑩</u> ~ <u>⑪②</u> に掲げる 譲渡に該当するも のを除く。) (イ) ······ (ロ) ······ (ハ) ······ (ニ) ······	(イ) ······ (ロ) ······ (ハ) ······ (ニ) ······	··· ··· ··· ···	措置法31 条の2 2項 <u>12号</u> 措置法令 20条の2 <u>13項</u> · <u>14項</u> 措置法規 則13条の 3 1項 <u>12号</u> · 2 項 · <u>6項</u>	1 ······ 2 上記 <u>⑧</u> の 4 と同様である。 3 ······ 4 ······

<p>⑭ ・・・・・・</p> <p>又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（上記⑤、⑥、<u>⑦</u>、<u>⑧</u>、<u>⑨</u>、<u>⑩</u>又は⑪～⑬に掲げる譲渡に該当するものを除く。）</p> <p>(1) ・・・</p> <p>　　A ・・・・・・</p> <p>　　B ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>　　A ・・・・・・</p> <p>　　B 上記⑬の(1)のB～Eの要件を満たすものであること。</p> <p>(3) ・・・・・・</p>	<p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p>	<p>・・・・</p>	<p>措置法31条の2項<u>14号</u>措置法令</p> <p>20条の2項<u>17項</u>措置法規則13条の3 1項<u>14号</u></p>	<p>「個人」又は「法人」は、上記⑬の1又は2と同様である。</p>	<p>⑭ ・・・・・・</p> <p>又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（上記⑤、⑥、<u>⑦</u>、<u>⑧</u>、<u>⑨</u>、<u>⑩</u>～<u>⑫</u>に掲げる譲渡に該当するものを除く。）</p> <p>(1) ・・・</p> <p>　　A ・・・・・・</p> <p>　　B ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>　　A ・・・・・・</p> <p>　　B 上記⑬の(1)のB～Eの要件を満たすものであること。</p> <p>(3) ・・・・・・</p>	<p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p>	<p>措置法31条の2項<u>13号</u>措置法令</p> <p>20条の2項<u>15項</u>措置法規則13条の3 1項<u>13号</u></p>	<p>「個人」又は「法人」は、上記⑫の1又は2と同様である。</p>

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区分	添付すべき証明書類	発行者	備考
① ・・・・・・	(1) ・・・・・・	・・・・	・・・・
・表の1の	A ・・・・・・	・・・・	・・・・
⑨、 <u>⑩</u> 、 <u>⑪</u> 又は <u>⑫</u> に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と	B ・・・・・・	・・・・	・・・・
	(2) ・・・・・・	・・・・	・・・・
A ・・・・・・	B ・・・・・・	・・・・	・・・・
	B ・・・・・・	表の1の	・・・・
	⑨、 <u>⑩</u> 若しくは <u>⑪</u> の造成		・・・・

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区分	添付すべき証明書類	発行者	備考
① ・・・・・・	(1) ・・・・・・	・・・・	・・・・
・表の1の	A ・・・・・・	・・・・	・・・・
⑧、 <u>⑨</u> 、 <u>⑩</u> 又は <u>⑪</u> に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と	B ・・・・・・	・・・・	・・・・
	(2) ・・・・・・	・・・・	・・・・
A ・・・・・・	B ・・・・・・	・・・・	・・・・
	B ・・・・・・	表の1の	・・・・
	⑧、 <u>⑨</u> 若しくは <u>⑩</u> の造成		・・・・

改 正 後				改 正 前			
区分	添付すべき証明書類	発行者	備考	区分	添付すべき証明書類	発行者	備考
認められるもの	<p>又は⑬の建設に該当することとなると見込まれること。</p> <p>(ハ)</p> <p>(二) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の⑨、⑪若しくは⑫の一団の宅地又は⑬の一団の住宅若しくは</p>		認められるもの	<p>又は⑫の建設に該当することとなると見込まれること。</p> <p>(ハ)</p> <p>(二) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の⑧、⑩若しくは⑪の一団の宅地又は⑫の一団の住宅若しくは</p>	
② 特例期間内に表の1の⑨⑩又は⑪⑫に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と認められるもの	<p>(イ)</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>(ロ)</p> <p>A</p> <p>B 一団の宅地の造成が表の1の⑨⑩又は⑪⑫の造成に該当することとなると見込まれること。</p> <p>(ハ)</p> <p>(二) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の⑨⑩又は⑪⑫の一団の宅地の用に供することを約する書類</p>	② 特例期間内に表の1の⑧⑩又は⑪⑫に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と認められるもの	<p>(イ)</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>(ロ)</p> <p>A</p> <p>B 一団の宅地の造成が表の1の⑧⑩又は⑪⑫の造成に該当することとなると見込まれること。</p> <p>(ハ)</p> <p>(二) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の⑧⑩又は⑪⑫の一団の宅地の用に供することを約する書類</p>
③ 特例期間内に表の1の⑩に掲げる譲渡	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p>		③ 特例期間内に表の1の⑨に掲げる譲渡	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p>	

に該当する ・ ・ ・ ・ ・	(二) 当該買い取った土地等を 特定期間内に、表の1の⑩ の一団の宅地の用に供する ことを約する書類	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	に該当する ・ ・ ・ ・	(二) 当該買い取った土地等を 特定期間内に、表の1の⑨ の一団の宅地の用に供する ことを約する書類	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
④ 特例期間内 に表の1の⑭ に掲げる譲渡 に該当する ・ ・ ・ ・	(イ) ・・・・・・・・ (ロ) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の1の⑭ の住宅又は・ ・ (ハ) ・・・・・・・・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	④ 特例期間内 に表の1の⑮ に掲げる譲渡 に該当する ・ ・ ・ ・	(イ) ・・・・・・・・ (ロ) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の1の⑮ の住宅又は・ ・ (ハ) ・・・・・・・・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長申請	延長承認の手続
表の1の ⑨の譲渡	① 表の1の ⑨の造成に 関する事業 のうち、 · · · · ·	· · · · ·	· · · · ·	· · · · · (イ) · · · · · (ロ) · · · · ·
	② · · · · ·	· · · · ·	· · · · · · · ·	· · · · ·
	③ 表の1の ⑨の造成に 関する事業 で、 · · · ·	· · · · ·	· · · · · · ·	· · · · ·
表の1の	④ 表の1の ⑨の造成 に関する事 業のうち ·	· · · · ·	· · · · · · ·	· · · · · (イ) · · · · · (ロ) · · · · ·

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長申請	延長承認の手続
表の1の⑧の譲渡	① 表の1の⑧の造成に関する事業のうち、	・・・・・ ・・・・・	・・・・・・・・	・・・・・ (イ) ・・・・・ (ロ) ・・・・・
	② ・・・・ ・・・	・・・・・ ・・・・・	・・・・・・・・	・
	③ 表の1の⑧の造成に関する事業で、	・・・・・ ・・・・・	・・・・・・・・	・
表の1の	④ 表の1の⑧の②の造成に関する事業のうち	・・・・・ ・・・・・	・・・・・・・・	・・・・・ (イ) ・・・・・ (ロ) ・・・・・

改 正 後				改 正 前			
区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長申請	延長承認の手続	区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長申請	延長承認の手続
9の2 の 讓 渡 ：	・・・・・			8の2 の 讓 渡 ：	・・・・・		
	⑤ ・・・・・	・・・・・・	・・・・・・		⑤ ・・・・・	・・・・・・	・・・・・・
表の1の 10の 讓渡	⑥ 表の1の ⑨の2の造成 に関する事 業で、・・ ・・・	・・・・・	・・・・・	表の1の 9の 讓渡	⑥ 表の1の ⑧の2の造成 に関する事 業で、・・ ・・・	・・・・・	・・・・・
	⑦ 表の1の ⑩の造成に に関する事 業 ・・・・・	・・・・・	・・・・・		⑦ 表の1の ⑨の造成に に関する事 業 ・・・・・	・・・・・	・・・・・
	⑧ ・・・・・	・・・・・・	・・・・・・		⑧ ・・・・・	・・・・・・	・・・・・・
表の1の 10の 讓渡	⑨ 表の1の ⑩の造成に に関する事 業 で、・・・ ・・・	・・・・・	・・・・・	表の1の 9の 讓渡	⑨ 表の1の ⑨の造成に に関する事 業 で、・・・ ・・・	・・・・・	・・・・・
	⑩ 表の1の ⑪の造成に に関する事 業 のうち、・	・・・・・	・・・・・		⑩ 表の1の ⑩の造成に に関する事 業 のうち、・	・・・・・	・・・・・
			(イ) ・・・・				(イ) ・・・・
			(ロ) ・・・・				(ロ) ・・・・

⑪ の 譲 渡 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・		⑩ の 譲 渡 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	⑪ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			⑪ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	⑫ 表の1の ⑪の造成に 関する事業 で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			⑫ 表の1の ⑪の造成に 関する事業 で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
表 の 1 の ⑫ の ・ ・ ・	⑬ 表の1の ⑫の造成に 関する事業 で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	(イ) (ロ)		⑬ 表の1の ⑪の造成に 関する事業 で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			表 の 1 の ⑪ の ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
表 の 1 の ⑭ の ・ ・ ・ 12 の 2 の 譲 渡 ・ ・ ・ ・ ・	⑭ 表の1の ⑯⑯の造成 に関する事 業のうち、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	(イ) (ロ)		⑭ 表の1の ⑯⑯の造成 に関する事 業のうち、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	⑮ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			表 の 1 の ⑯ の 2 の 譲 渡 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
表 の 1 の ⑯ の 2 の 譲 渡 ・ ・ ・ ・ ・	⑯ 表の1の ⑯⑯の造成 に関する事 業で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			⑯ 表の1の ⑯⑯の造成 に関する事 業で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			表 の 1 の ⑯ の 譲 渡 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

改 正 後				改 正 前					
区分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長申請	延長承認の手続	区分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長申請	延長承認の手続
表の1の⑬の譲渡	⑯ 表の1の⑬の建設に関する事業のうち、	・・・・・	・・・・・	(イ) ・・・・・ (ロ) ・・・・・	表の1の⑭の譲渡	⑯ 表の1の⑬の建設に関する事業のうち、	・・・・・	・・・・・	・・・・・ (イ) ・・・・・ (ロ) ・・・・・
	⑯ 表の1の⑭の建設に関する事業で、	・・・・・	・・・・・			⑯ 表の1の⑭の建設に関する事業で、	・・・・・	・・・・・	
		・・・・・	・・・・・				・・・・・	・・・・・	
表の1の⑮の譲渡	⑯ 表の1の⑮の建設に関する事業	・・・・・	・・・・・	(イ) ・・・・・ (ロ) ・・・・・	表の1の⑯の譲渡	⑯ 表の1の⑮の建設に関する事業	・・・・・	・・・・・	(イ) ・・・・・ (ロ) ・・・・・